

(仮称) 横濱ゲートタワープロジェクトが  
環境に及ぼす影響に係る答申

平成 30 年 11 月 15 日

横浜市環境影響評価審査会



平成 30 年 11 月 15 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市環境影響評価審査会  
会 長 奥 真 美

(仮称) 横濱ゲートタワープロジェクトが  
環境に及ぼす影響に係る調査審議について (答申)

平成30年10月16日環創環評第187号で諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

(仮称) 横濱ゲートタワープロジェクト (以下「本事業」という。) は、鹿島建設株式会社、住友生命保険相互会社及び三井住友海上火災保険株式会社 (以下「事業者」という。) が、西区高島一丁目 2 番 50 ほか (以下「計画地」という。) で、建築物の高さ約 114m、延べ面積約 86,000 m<sup>2</sup>の高層建築物を建設する事業です。

当審査会は、横浜市環境影響評価条例施行規則 (以下「規則」という。) 第15条第1項に定める基準に照らし、環境影響を受けやすいと認められる対象、または、環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、本事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて審議を行いました。

本事業の特性と計画地周辺の状況を踏まえ、審議した結果、環境影響を受けやすいと認められる対象は存在しますが、本事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるとは認められません。

なお、附帯意見を付しますので、これらを十分に踏まえた上で、環境に配慮された事業が実施されることを期待します。

(附帯意見)

当審査会は、本事業の計画地が、みなとみらい本町小学校（以下「小学校」という。）に隣接していることから、規則第15条第1項第1号イに掲げられる環境影響を受けやすいと認められる対象が存在すると考えます。これを踏まえ、本事業が当該対象に及ぼす影響について、高層建築物の建設に係る環境要素として、大気質、騒音、振動、風害、地域社会等を取り上げ、審議を行いました。

審議の過程において、事業者は本事業が各環境要素に及ぼす影響について類似事例を踏まえて予測するなど、計画地周辺へ与える影響について検討を行い、結果を示しています。

事業者は、当審査会で審議した内容を今後提出する図書に適切に反映させるとともに、計画段階配慮書及び当審査会に提出した資料に記載した配慮事項に加えて、次に示す事項を確実に履行する必要があると考えます。

- (1) 工事用車両の走行ルートを含む施工計画の検討及び工事の実施に当たっては、小学校児童の登下校時の安全確保を徹底すること。
- (2) 工事中の建設作業に伴う騒音及び振動について、小学校の学習環境へ配慮するため、事業者が記載した配慮事項を確実に履行するとともに、さらなる騒音及び振動の低減に努めること。
- (3) あらゆる機会を捉えて、本事業に係る情報をわかりやすく丁寧に小学校関係者、周辺の住民及び事業者等に説明し、コミュニケーションを図ること。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

平成 30 年 10 月 2 日	事業者は横浜市環境影響評価条例第 15 条第 1 項に基づく第 2 分類事業判定届出書及び第 2 分類事業判定届出書添付資料※を横浜市長に提出
平成 30 年 10 月 16 日	環境影響評価審査会 市長は第 2 分類事業判定届出書の提出を受け、環境に及ぼす影響について調査審議するため審査会に諮問 事業者説明（説明資料）、質疑及び審議
平成 30 年 10 月 31 日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
平成 30 年 11 月 15 日	環境影響評価審査会 事務局説明（答申案）、質疑及び審議

※第 2 分類事業判定届出書添付資料については、本市ホームページへの掲載、並びに環境創造局環境影響評価課及び西区区政推進課での閲覧を実施し、周知。

■ 事業者が当審査会に提出した補足資料

- 1 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域かどうかについて
- 2 工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動について
- 3 工事用車両ルートとみなとみらい本町小学校の通学ルートの関係について
- 4 関連車両の主な走行ルートについて

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

岡部 とし子

◎ 奥 真美

押田 佳子

菊本 統

木下 瑞夫

五嶋 良郎

田中 稲子

田中 伸治

津谷 信一郎

中村 栄子

○ 葉山 嘉一

堀江 侑史

水野 建樹

横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略